



# 群馬労働局の取組 トピックス

## (トライアル雇用助成金、テレワークの導入)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

### ① トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)のご案内!

**トライアル雇用助成金**は、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。この制度を活用することで労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、**ミスマッチ(早期離職等)を防ぐことが期待**できます。

今般、**新型コロナウイルス感染症の影響で離職**し、これまで経験のない職業に就くことを希望する方のため、新たに**トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)**が創設されました。事業主に皆様には、最寄りのハローワークへ「**トライアル雇用求人**」を提出いただきますようご検討よろしくお願ひします。

#### 助成金の支給額

	新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース (※1)	新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアル コース(※2)
支給額(月額)	<b>最大4万円</b> (最長3か月)	<b>最大2.5万円</b> (最長3か月)

※1 求職者が〈常用雇用〉(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合

※2 求職者が〈常用雇用(短時間労働)〉(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用)を希望する場合

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

※ トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)の取扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

#### 対象労働者

次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※
- ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※
- ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

※ 「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 職業に就いている人(※日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象者に含まれます)
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人

<ご注意>

- ◆ 派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆ トライアル雇用求人の選考中の人数(一般トライアルコースの対象となる方も含みます)が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆ 求人数を超えたトライアル雇用は実施できません(一般トライアルコースの対象となる方も含みます)。
- ◆ トライアル雇用対象者の選考は、なるべく書類ではなく直接で行うようにしてください。
- ◆ 「トライアル雇用求人」は、一般トライアルコースと併用となります。一般トライアルコースの対象となる方からの応募もありえますのでご了承ください。



## ② テレワークの導入 ~働き方を支援します~

○テレワークは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するものであり、ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい生活様式」に対応した働き方でもあります。  
 テレワークの導入についてご検討されている企業の方は、以下の資料をご活用ください。

### ➤テレワークの導入に際しての留意点、労務管理上の留意点やテレワークのルール

の策定と周知等が盛り込まれた「**テレワークガイドラインを改定しました~新たな日常、新しい生活様式に対応した良質なテレワークを推進しましょう~**」をご覧ください。



リーフレットQRコード



<https://www.mhlw.go.jp/content/000807035.pdf>

### ➤「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」は、

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援します。



リーフレットQRコード



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000766164.pdf>

### ➤「テレワーク相談センター」では、テレワーク導入前や導入後のお悩みなど様々なご相談を受け付けています。

#### テレワーク相談センター

【相談対応時間】 平日（月～金）午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000716400.pdf>



リーフレットQRコード

【お問い合わせ先】 フリーダイヤル：0120-861009

専用メールアドレス：[sodan@japan-terework.or.jp](mailto:sodan@japan-terework.or.jp)

サイト：<https://www.tw-sodan.jp/index.html>



サイトQRコード



### ➤厚生労働省では、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心のある方に、さまざまな情報を提供するため、「**テレワーク総合ポータルサイト**」 (<https://telework.mhlw.go.jp/>) を開設しています。

※厚生労働省では、適正な労務管理下における良質なテレワーク普及促進のため「**テレワーク普及促進関連事業**」 **サイト** (以下のアドレスより) を開設していますのでご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html)



ポータルサイト QRコード

### ➤群馬県でもテレワーク関連のページを開設しています。群馬県実施の施策などについては以下のアドレスよりご確認ください。

サイト：[https://www.pref.gunma.jp/06/g22g\\_00156.html](https://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00156.html)



#### <群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

